

合同会社とびしま 役員報酬規定

第1条（目的）

この規程は、合同会社とびしま（以下「当法人」という。）における役員の報酬に関する事項を定めたものである。

第2条（役員の種類）

この規程において役員とは、業務執行社員をいう。

第3条（報酬の決定）

業務執行社員の報酬総額は社員総会の承認により決定する。その配分は社員総会で決定し、代表社員が決裁する。

第4条（役員報酬の体系）

役員報酬の体系は、報酬と役員手当とで表示する。ただし、非常勤役員については報酬のみとする。

2 従業員兼務役員の報酬は、従業員分給与と役員手当とに分けて表示する。

第5条（支給方法）

報酬の支給は月額制とし、毎月の従業員給与の支払い日に支給する（支給日当日が休日の場合は直前の営業日に繰り上げる。）。

第6条（計算期間）

報酬の計算期間は毎月1日より末日までとする（従業員兼務役員も含む。）。

2 役員が月の途中で退任する場合には日割りで計算をし支給する。

第7条（非常勤社員の報酬）

非常勤役員の報酬は、当該社員の貢献度及び社会的地位等を勘案し、社員総会において決定する。

第8条（出向役員の報酬）

出向役員の報酬は現給保障を原則とし、会社と出向先との協議によって、負担範囲及び支給方法等を決定する。

第9条（報酬の変更）

常勤役員が、昇格または降格した場合の報酬は、その役員手当に応じた金額分を増額または減額して決定する。

2 常勤役員が、非常勤役員となったときは、第7条の規定に基づき新たに報酬額を決定する。

第10条（長期欠勤役員の報酬）

役員が疾病その他やむを得ない理由により、長期にわたって欠勤した場合の報酬は、原則として支払わない。

第11条（控除）

所得税、地方税、社会保険料及び本人から申し出のあった貸付金・立替金等は毎月の役員報酬から控除されるものとする。

第12条（役員報酬の改定）

役員報酬については、定期昇給は行わないものとする。

2 社員総会において同一人物が再任された場合には、その任期の更改時に報酬額の増減を行うものとする。

第13条（役員賞与）

役員賞与は、会社の業績に応じて益金処分とし、社員総会の承認を得て決定する。

第14条（従業員兼務役員の賞与）

従業員兼務役員に対して、従業員分の賞与を従業員に対する賞与の支給時期に支給している場合は、その従業員兼務役員の賞与は、役員手当に対応した分の額を役員分賞与として支給するものとする。

第15条（退職慰労金）

役員が退任するときは、別に定める役員退職慰労金の支給に関する規定に基づき、退職慰労金を支給する。

第16条（附 則）

この規程は、平成27年3月1日から実施する。